

一般財団法人アグリオープンイノベーション機構定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人アグリオープンイノベーション機構と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県沼津市に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、農林水産業及び関連産業分野における革新的な技術開発及び事業化を複数の主体が協働し実現するオープンイノベーションにより、産業の振興及び地域経済の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 情報の収集、分析及び提供に関する事業
- (2) 産学官金の交流及び連携に関する事業
- (3) 革新的な技術開発及び事業化に関する事業
- (4) 調査及び研究開発に関する事業
- (5) 販路開拓及び販売力向上に関する事業
- (6) 人材の育成に関する事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要と認められる事業

第3章 資産及び会計

(財産の拠出及びその価額)

第5条 この法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

設立者 静岡県

現金 300万円

(財産の種別、基本財産の維持管理)

第6条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産であり、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) この法人の設立に際し基本財産として指定された財産
- (2) 理事会で基本財産とすることを決議した財産

3 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするとき又は担保に供するときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

4 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、直近の評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配制限)

第10条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第11条 この法人に評議員3名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

(評議員の任期)

第 13 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 11 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬)

第 14 条 評議員は、無報酬とする。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 15 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 16 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員、理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員、理事及び監事の報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分、除外又は担保の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 17 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 18 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。

2 評議員は、理事長に対して評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができ、理事長は、評議員から請求のあった日から 30 日以内に評議員会を招集する。

3 理事長は、評議員会の日の一週間前までに、評議員に対して、評議員会の日時、場所、目的である事項等を記載した書面又は電磁的方法をもって通知を発しなければならない。

(議長)

第 19 条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の互選によって選出する。

(決議)

第 20 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分、除外又は担保の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者が第 24 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 21 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 22 条 理事が、評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 23 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員の中から議長の指名した議事録署名人 2 名は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

第 6 章 役員

(役員 の 設置)

第 24 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 15 名以内
 - (2) 監事 2 名以内
- 2 理事のうち 1 名を理事長、1 名を専務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同

法第 197 条において準用する同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 25 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事について、当該理事及びその配偶者又は 3 親等内の親族その他特殊の関係がある者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。
- 4 監事は、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員並びに使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第 26 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び専務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の業務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 27 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

(役員任期)

第 28 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 理事又は監事は、第 24 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 29 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(役員報酬等)

第30条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、理事長、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員責任の免除)

第31条 この法人は、一般社団・財団法人法第198条において準用する同法第114条第1項の規定により、理事及び監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該理事及び監事の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、理事会の決議によって、同法第198条において準用する同法第111条第1項の理事及び監事の損害賠償責任について、賠償責任額から同法第113条第1項2号に掲げる最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第34条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 定時理事会は、毎事業年度に2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の日の一週間前までに、各理事及び各監事に対して、理事会の日時、場所、目的である事項等を記載した書面又は電磁的方法をもって通知を発しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事を議長とする。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数

が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 38 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案に異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第 39 条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 26 条第 3 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 40 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印又は署名する。ただし、第 35 条第 2 項に該当する理事会の議事録には、出席した理事及び監事が、記名押印又は署名する。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 41 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、第 3 条、第 4 条及び第 12 条の規定についても適用する。

(解散)

第 42 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第 43 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 事務局

(事務局の設置)

第 44 条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

第 10 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 45 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議より別に定める情報公開規程による。
(個人情報の保護)

第 46 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 47 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 12 章 委任

(委任)

第 48 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

附 則

1 この定款は、平成 29 年 4 月 17 日から施行する。

2 この法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

岩崎 清悟、岡野 光喜、難波 喬司

3 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は次のとおりとする。

設立時理事 杉山 金芳、藤井 明、若原 幸雄

設立時代表理事 藤井 明

設立時監事 久松 但

4 この法人の設立者の名称及び住所は次のとおりである。

住 所 静岡県静岡市葵区追手町 9 番 6 号

設立者 静岡県

5 当法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

6 変更後の定款は、平成 30 年 5 月 23 日から施行する。

7 変更後の定款は、令和 3 年 6 月 22 日から施行する。

一般財団法人アグリオープンイノベーション機構評議員、理事及び監事

(令和5年6月15日)

理事 (11名)

(敬称略)

氏名	現職
藤井 明	(一財) アグリオープンイノベーション機構代表理事 静岡県教育委員会委員
寺田 国彦	静岡県経済農業協同組合連合会 代表理事専務
山本 義明	静岡県農業経営士協会会長
杉山 金芳	沼津商工会議所専務理事
中村 泰昌	(一社) 静岡県商工会議所連合会 専務理事
酒井 敏	静岡県立大学副学長
櫻井 正陽	静岡県農林水産担当部長
中村 智浩	(株) 静岡銀行執行役員
三輪 久夫	浜松いわた信用金庫専務理事
細谷 勝彦	(一財) アグリオープンイノベーション機構専務理事兼事務局長
岩城 徹雄	(一財) アグリオープンイノベーション機構アドバイザー

監事 (2名)

氏名	現職
久松 但	久松但公認会計士事務所
奈良橋 弘	沼津信用金庫相談役

評議員 (9名)

氏名	現職
岩崎 清悟	静岡ガス(株) 特別顧問
青山 吉和	静岡県農業協同組合中央会代表理事会長
新田 明彦	(公社) 静岡県農業振興公社理事長
前澤 侑	静岡県商工会連合会会長
三須 敏郎	(公財) 静岡県産業振興財団副理事長兼専務理事
日詰 一幸	(公社) ふじのくに地域・大学コンソーシアム理事長
森 貴志	静岡県副知事
鈴木 正三	静岡県信用農業協同組合連合会経営管理委員会会長
松田 久一	(株) JMR生活総合研究所代表取締役

事業計画書及び収支予算書並びに
資金調達及び設備投資の見込み

令和5年度 事業計画書

自 令和5年4月1日

至 令和6年3月31日

令和5年度事業計画

方針

これまで取り組んできた農林畜産業及び関連産業分野におけるオープンイノベーションによる革新的な技術開発及び事業化の支援に加え、環境負荷低減と生産性・収益性が両立する農林畜産業の実現に貢献する取組の支援を通じて、産業の振興及び地域経済の発展に寄与する事業を、次のとおり実施する。

1 事業化支援事業

(1) 革新的な技術開発及び事業化の支援

ア マッチング支援

学術・研究機関における研究成果等の社会実装や民間事業者による効果的・効率的な事業化のため、産学官金間のマッチングを支援する。

イ プロジェクト化支援

マッチング支援により立ち上がった個別プロジェクトにつき、補助金の獲得など資金調達支援、特許取得などの知的財産獲得の支援、販路開拓、拡大の支援など、各種のプロジェクト化を支援する。

ウ 技術移転支援

A O I - P A R Cに入居する研究機関により開発された技術成果の民間企業への移転や、事業化を支援する。また、これらの技術成果の社会実装を促し農林畜産業の環境負荷軽減と生産性向上を推進する。

エ 産地化支援

機能性表示野菜など県とJ Aや生産者の連携を促進し、高付加価値の農産物の産地化を支援する。

(2) 産学官金の交流及び連携の促進

ア セミナー及び交流・連携イベントの開催

先端農業などに関するセミナーや、オープンイノベーションを促進するためのA O Iフォーラム会員交流イベント等を開催する。

イ 広報

機構の活動やA O Iフォーラム会員の取組等について、ニュースレターやパンフレットによる広報のほか、外部の農業関連イベント等を活用した広報を行う。

ウ 情報ニーズ・シーズ等の共有

A O Iフォーラム専用のウェブサイトを活用し、A O Iフォーラム会員のニーズ・シーズ等の情報を共有する。

また、同ウェブサイトにおいて上記のセミナーやイベントの告知、活動の報告も行う。

エ 人材育成事業

将来を見据えた地域振興に資する取組を推進するため、地域の教育機関や民間事業者との連携により、人材育成等の教育に関連した事業を行う。

(3) 調査研究

機構自らがオープンイノベーションのハブになるため、国のプロジェクトによる研究開発などに参加するほか、農林畜産分野の先端技術やマーケットなどの調査研究を行い、これを活用して民間事業者の事業化に向けた取組等を支援する。

(4) A O I フォーラムの運営

農林畜産分野を中心としたオープンイノベーションを推進するためのプラットフォームである「A O I フォーラム」の運営を行うとともに、より一層の会員拡大を図り、県内外の産学官金の多様な主体が参画するエコシステムの構築を目指す。

令和5年度 収支予算書

自 令和5年4月1日

至 令和6年3月31日

一般財団法人 アグリオープンイノベーション機構

令和5年度収支予算

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：円)

科目	予算額	前年度予算額	増減	備考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
補助金収入	100,000,000	90,502,000	9,498,000	令和5年度当初示達額
年会費	6,300,000	5,960,000	340,000	
収益事業収入(注1)	3,470,000	11,100,000	-7,630,000	県受託、SIP終了
雑収入	50,000	50,000	0	
事業活動収入計	109,820,000	107,612,000	2,208,000	
2. 事業活動支出				
(1) 事業費支出	76,100,000	73,767,000	2,333,000	
① 事業化支援事業	73,300,000	65,439,000	7,861,000	
臨時雇賃金	5,157,000	3,880,000	1,277,000	
給料手当	38,858,000	36,668,000	2,190,000	コーディネーター増員
福利厚生費	7,691,000	6,770,000	921,000	
旅費交通費	4,400,000	3,669,000	731,000	
通信運搬費	700,000	622,000	78,000	
消耗品費	752,000	553,000	199,000	
燃料費	800,000	639,000	161,000	
リース料	2,566,000	2,225,000	341,000	
図書新聞費	330,000	316,000	14,000	
保険料	261,000	240,000	21,000	
広告宣伝費	10,735,000	8,915,000	1,820,000	会報誌、会員交流会等
諸謝金	67,000	33,000	34,000	
会場費	360,000	335,000	25,000	
研修費	120,000	95,000	25,000	
支払手数料	252,000	222,000	30,000	
会議費	150,000	148,000	2,000	
租税公課	10,000	18,000	-8,000	
雑費	91,000	91,000	0	

(単位：円)

科目	予算額	前年度予算額	増減	備考
② 技術振興推進事業	0	23,000	-23,000	
旅費交通費	0	23,000	-23,000	
③ 収益事業(注1)	2,800,000	8,305,000	-5,505,000	
臨時雇賃金	600,000	1,500,000	-900,000	
給料手当	600,000	2,050,000	-1,450,000	県受託・コンサル終了
旅費交通費	300,000	230,000	70,000	
消耗品費	300,000	320,000	-20,000	
支払手数料	300,000	860,000	-560,000	
委託費	0	1,600,000	-1,600,000	SIP 終了
広告宣伝費	0	380,000	-380,000	
会場費	650,000	585,000	65,000	
租税公課	50,000	780,000	-730,000	
(2) 管理費支出	33,050,000	31,050,000	2,000,000	
役員報酬	10,004,000	6,230,000	3,774,000	専務の常勤化
臨時雇賃金	2,598,000	2,396,000	202,000	
給料手当	6,769,000	9,007,000	-2,238,000	事務局長の兼務化
福利厚生費	2,923,000	2,773,000	150,000	
旅費交通費	890,000	1,117,000	-227,000	
通信運搬費	495,000	471,000	24,000	
保守料	464,000	464,000	0	
消耗品費	1,000,000	1,133,000	-133,000	
印刷製本費	500,000	474,000	26,000	
燃料費	60,000	67,000	-7,000	
リース料	261,000	349,000	-88,000	
図書新聞費	10,000	10,000	0	
事務所管理費	1,270,000	1,175,000	95,000	
保険料	27,000	27,000	0	
租税公課	81,000	140,000	-59,000	
諸会費	82,000	82,000	0	
支払手数料	4,481,000	3,742,000	739,000	コデイナー採用経費
会議費	250,000	242,000	8,000	

(単位：円)

科目	予算額	前年度予算額	増減	備考
研修費	50,000	16,000	34,000	
渉外慶弔費	60,000	54,000	6,000	
雑費	775,000	1,081,000	-306,000	
事業活動支出計 (1) + (2)	109,150,000	104,817,000	4,333,000	
事業活動収支差額	670,000	2,795,000	-2,125,000	
当期収支差額	670,000	2,795,000	-2,125,000	
前期繰越収支差額	3,616,820	180,777	3,436,043	
当期繰越収支差額	4,286,820	2,975,777	1,311,043	

注) 1.収益事業：

○国プロジェクト

・ムーンショット型農林水産研究開発事業の「循環型協生農業プラットフォームコンソーシアム（代表機関：早稲田大学）」

○コンサルティング業務

（株）アイファーム 山本電機（株）

○知財関連業務

農作業精密記録アプリ「AOItrace」のサービス提供

令和5年度 資金調達及び設備投資の見込み

自 令和5年4月1日

至 令和6年3月31日

一般財団法人 アグリオープンイノベーション機構

令和5年度資金調達及び設備投資の見込み

1 資金調達

(単位：円)

調達手段	見込み額	前年度見込み額	増減	備考
I 補助金収入	100,000,000	90,502,000	9,498,000	
II その他	9,820,000	17,110,000	△7,290,000	
合計	109,820,000	107,612,000	2,208,000	

2 設備投資

新たな設備投資の見込みはなし

令和4年度

事業報告書

自 令和4年4月1日

至 令和5年3月31日

一般財団法人アグリオープンイノベーション機構

事業報告

I 設立の目的及び概況

1 設立目的

本財団法人は、農林水産業及び関連産業分野における革新的な技術開発及び事業化を複数の主体が協働し実現するオープンイノベーションにより、産業の振興及び地域経済の発展に寄与することを目的としています。

2 概況

- (1) 設立年月日 平成29年4月17日
- (2) 基本財産 静岡県からの拠出金 3百万円
- (3) 実施事業
 - ① 情報の収集、分析及び提供に関する事業
 - ② 産学官金の交流及び連携に関する事業
 - ③ 革新的な技術開発及び事業化に関する事業
 - ④ 調査及び研究開発に関する事業
 - ⑤ 販路開拓及び販売力向上に関する事業
 - ⑥ 人材の育成に関する事業
 - ⑦ その他この法人の目的を達成するために必要と認められる事業
- (4) 主たる事務所
静岡県沼津市西野字霞317 AOI-PARC内

II 評議員及び役員（理事、監事）に関する事項（令和5年3月31日現在）

1 評議員

役名	氏名	就任年月日	備考
評議員	岩崎 清悟	平成29年4月17日	静岡ガス株式会社特別顧問
評議員	青山 吉和	令和2年8月24日	静岡県農業協同組合中央会代表理事長
評議員	新田 明彦	令和3年8月3日	(公社)静岡県農業振興公社理事長
評議員	前澤 侑	平成29年5月24日	静岡県商工会連合会会長
評議員	三須 敏郎	令和4年8月22日	(公財)静岡県産業振興財団副理事長兼専務理事
評議員	日詰 一幸	令和3年6月22日	(公社)ふじのくに地域・大学コンソーシアム理事長
評議員	森 貴志	令和4年8月22日	静岡県副知事
評議員	鈴木 正三	令和2年8月24日	静岡県信用農業協同組合連合会経営管理委員会会長
評議員	松田 久一	平成29年5月24日	株式会社JMR生活総合研究所代表取締役

※前評議員の難波喬司氏は、特別顧問に就任

2 理事及び監事

役名	氏名	就任年月日	区分	備考
代表理事	藤井 明	平成 29 年 4 月 17 日	非常勤	静岡県教育委員会委員
理事	寺田 国彦	平成 29 年 8 月 21 日	非常勤	静岡県経済農業協同組合連合会 代表理事専務
理事	杉山 金芳	平成 29 年 4 月 17 日	非常勤	沼津商工会議所専務理事
理事	中村 泰昌	平成 29 年 8 月 21 日	非常勤	(一社)静岡県商工会議所連合会 専務理事
理事	酒井 敏	令和 3 年 8 月 3 日	非常勤	静岡県立大学副学長
理事	櫻井 正陽	令和 4 年 6 月 30 日	非常勤	静岡県農林水産担当部長
理事	杉山 康	令和 2 年 6 月 16 日	非常勤	沼津市企画部長
理事	中村 智浩	令和 4 年 8 月 18 日	非常勤	株式会社静岡銀行執行役員
理事	三輪 久夫	令和 4 年 6 月 30 日	非常勤	浜松いわた信用金庫専務理事
理事	岩城 徹雄	平成 29 年 5 月 24 日	非常勤	(一財)アグリオープンイノベーション機構アドバイザー (4 月 1 日より)
理事	細谷 勝彦	令和 3 年 6 月 22 日	常勤	(一財)アグリオープンイノベーション機構専務理事兼事務局長 (4 月 1 日より)

監事	久松 但	平成 29 年 4 月 17 日	非常勤	久松但公認会計士事務所
監事	奈良橋 弘	平成 29 年 5 月 24 日	非常勤	沼津信用金庫相談役

III 職員に関する事項

職員数		平均勤続年数	前期末比増減
男性	11 人	3 年	2 ケ月
女性	1 人	9 ケ月	6 ケ月
合計又は平均	12 人	2 年 9 ケ月	3 ケ月

IV 事業の状況

1 事業化支援事業

(1) 革新的な技術開発及び事業化の支援

ア マッチング支援

a AOIプロジェクト技術シーズ活用型事業化促進事業

先端的な科学技術の活用により、農業現場の課題解決や生産者の所得向上等を図るため、AOI-PARC に集積した学術・研究機関が生み出した技術シーズを活用した商品又はサービスの開発を行う民間事業者の事業推進を支援。

事業主体	シーズ提供機関	事業項目
(株) アイファーム	理化学研究所	遠隔分散圃場におけるリモートセンシングによるブロッコリー生産管理システムの開発
カワサキ機工 (株)	慶應義塾大学	簡易入力ツールを利用した茶園管理トレーサビリティサービスの開発
(株) テクノスルガ・ラボ	理化学研究所	農作物栽培環境評価システムに基づく微生物資材開発支援事業
(株) 前川総合研究所	農林技術研究所	国産高麗人参の高付加価値エキス加工技術の開発と農家からの高麗人参の買取り
山本電機 (株)	農林技術研究所	葉面積評価センサを活用したイチゴ光合成最大化支援ツールの開発と実用化
(株)CULTA	理化学研究所	イチゴの香りをセンシングする技術の確立と新品種の育成

b オープンイノベーション型事業化促進事業 (SDGs 貢献型)

科学技術を活用した環境負荷軽減と生産性・収益性向上を両立させる革新的な農業生産技術、作業機器等の開発を通じた農業関連分野における SDGs (環境負荷軽減) への貢献に向けた事業化のための取組を行う民間事業者の事業推進を支援。

事業主体	代表機関	事業項目
スマート茶栽培管理コンソーシアム	カワサキ機工 (株)	ICT 技術を導入した茶園管理機連動型「茶栽培管理システム」の開発及び施肥管理のスマート化により化学肥料の使用低減を図る。
植物工場における持続可能な省資源型生産モデルの構築とコンサルティング事業の確立コンソーシアム	(有) 新日邦	植物工場における持続可能な省資源型生産モデルの構築を目指し、CO2 供給量の適正化等により省資源と生産性の向上の両立を図る。
植物繊維活用持続的農業栽培開発コンソーシアム	(株) ファームシップ	水耕栽培で使用する資材を植物繊維素材とする技術開発を行い、生産効率向上と温室効果ガスの削減を図る。
静岡スマート養蚕コンソーシアム	(株) 鈴生	有機桑のスマート栽培化と人工飼料の開発により、CO2 及び食品ロス削減を図る養蚕事業

		を展開する。
静岡茶畑ソーラーとスマート農業コンソーシアム	(株) 流通サービス	ソーラーシェアリングでの電力を利用した被覆作業の自動化等。

c AOIプロジェクト開発成果の現場実証事業

AOIプロジェクトで開発された革新的な栽培技術等を農業現場に導入し、技術的・経営的効果を実証するモデル事業として、JA ふじ伊豆（旧三島函南）と組合員生産者の事業実施を支援。

・ソフトケール GABA 実証事業

機能性表示食品「ソフトGABAケール」として届出（機能性関与成分 GABA12.3 mg）

・トマト用ポット栽培システム実証事業

機能性表示食品「ガチトマト」として届出（機能性関与成分 GABA28 mg）

d AOIプロジェクト研究成果の運用

県からの委託研究で慶應義塾大学が発明した農作業精密記録システムを基に、AOI機構が令和4年10月にスマートフォンアプリ「AOItrace」としてサービスを開始した。県外のJA、県内の茶工場にて使用しているほか、農林事務所と連携して県内生産者への普及を進めており、県内の農業法人等がトライアル利用中。また、農業高校への普及を進めている。なお、同アプリを2022年8月26日「AOItrace アオイトレース」として商標登録した。

e 実証用フィールド（農地）のリスト

AOIプロジェクトの開発成果を早期に生産現場に導入・普及するため、技術実証を行える農地（実証フィールド）のリスト（東部の個別生産者16戸、生産部会21部会計866ha）を基に、事業者等と生産者（農地）をマッチングし、新たな商品・技術の開発等を後押しする体制を整備した。プチヴェールやソフトケールの機能性表示取得などの実証に活用した。

f AOI-PARC 新規入居企業の支援

(株) CULTA、萬寿企業(株)のAOI-PARCへの入居後に、研究計画の策定や実験などを支援した。(株) CULTAは次世代栽培実験装置(ユニット)を利用した研究開発を実施中。萬寿企業(株)はAOI-PARC近隣でソーラーシェアリング試験栽培を実施中。それぞれ伴走支援している。

g 大学・高校等との連携の推進

県内の大学や高校等との連携を進めるため、AOI機構が窓口となり案件の相談やマッチング、研究指導や講師派遣等を進めた。

対象：静岡県立大学、静岡県立農林環境専門職大学、静岡大学、東海大学、日本大学、遺伝学研究所、光産業創成大学院大学、沼津工業高等専門学校、静岡産業技術専門学校、沼津東高校、田方農業高校など

h 個別プロジェクトのコンサルタント支援

AOI フォーラム会員 4 社の個別プロジェクトについて、コンサルタント契約を結び、具体的かつ詳細な支援を行った。

対象会員：(株) テクノスルガ・ラボ、(株) アイファーム、山本電機 (株)、
(株) CREA FARM

イ AOI プロジェクトの KPI 達成状況

a 事業化件数 (市場への提供など経済活動が可能になった案件)

区分	※平 29～令 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	計
目標	22	6	7	7	7	27
実績	15	7	-	-	-	7

※令和 4 年度の事業化実績 (7 件)

番号	事業者	内容
1	森島農園	ルテイン高含有コマツナ「サラダ小松菜 NEO」(機能性表示食品) 販売
2	AOI 機構	精密農作業記録アプリ「AOItrace」の販売
3	山本電機	イチゴ葉面積評価センサの販売
4	カワサキ機工	作業入力アプリを利用した茶園管理トレーサビリティサービスの提供
5	増田採種場	カーボロネロ (黒キャベツ) のルテイン機能性表示食品「カーボロネロルテイン」の販売
6	柿島養鱒	海水曝露によるニジマスの「味上げ」、「プレミアムホワイト富士山サーモン」の販売
7	JA ふじ伊豆	プチヴェールの GABA 機能性表示、「癒しのプチヴェール」の販売

b 事業化案件創出数 (事業化を目指した研究開発の取組)

区分	※平 29～令 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	計
目標	52	14	14	14	14	56
実績	46	17	-	-	-	17

(2) 産学官金の交流及び連携の促進

ア セミナー及び交流・連携イベントの開催

年 月 日	内 容
令和 4 年 8 月 10 日 (現地・WEB 併用)	AOI フォーラム会員総会 活動報告、会員の取組発表、特別講演等

令和4年9月30日 (WEB開催)	AOI フォーラム会員交流会 「AOI Meet up Vol.7」
令和4年11月13日	AOI マルシェ in サントムーン柿田川 フォーラム会員の生鮮品を集めたマルシェを開催
令和4年11月24日 (現地・WEB併用)	AOI フォーラム第10回セミナー 「販路開拓セミナー」
令和4年12月8日	AOI フォーラム会員視察バスツアー 会員農業法人、県立農林環境専門職大学を視察
令和5年1月27日	AOI フォーラム会員交流会 「AOI Meet up Vol.8」
以下、共催または協力	
令和4年5月18日 9月21日 12月21日	産業財産権関連実務研究部会 (一般社団法人静岡県発明協会主催)
令和4年10月20日 11月21日 12月26日 令和5年2月7日 令和5年2月20日 (現地、WEB併用)	次世代施設園芸デジタル化支援事業栽培研究会 (静岡県主催)
令和4年11月10日 (現地、WEB開催)	第3回静岡・シンガポールアグリフードフォーラム (静岡県、テマセクポリテクニクほか主催)
令和5年2月11日	食育体験ツアー (AOI-PARC 視察と講演) (沼津市と共催)
令和5年3月4日 (WEB開催)	第2回循環型協生農業プラットフォーム 社会連携アグリフォーラム (循環型協生農業プラットフォームコンソーシアムと共催)
令和5年3月17日 (現地・WEB併用)	AOI プロジェクト研究成果発表会 (静岡県と共催)

イ 広報活動

a 展示会等出展、講演等

年月日	内容
令和4年9月22日	アグリビジネススクール2022 講演 (静岡銀行 山梨中央銀行主催)
令和4年10月5日	第19回しんきんビジネスマッチング静岡2022 出展 (しずおか焼津信用金庫主催)
令和4年10月13日	第17回ビジネスフェア2022 出展 (愛知県、ビジネスフェア2022実行委員会主催)

令和4年10月13日	総合学習 出前講座 講演 (富士市立吉永第一小学校)
令和4年10月20日 ～10月21日	第12回おた研究・開発フェア 出展・講演 (大田区、公益財団法人大田区産業振興協会主催)
令和4年10月26日 ～10月28日	アグリビジネス創出フェア2022 出展 (農林水産省主催)
令和4年11月10日	令和4年度ふじのくに交流会 出展 (静岡県主催)
令和4年11月11日 ～11月12日	第12回産業振興フェア in いわた 出展 (磐田市、磐田商工会議所、磐田市商工会主催)
令和4年12月2日	富士山麓産学官金連携フォーラム2022 出展 (公益財団法人ふじのくに医療城下町推進機構ファルマバレーセンター主催)
令和4年12月5日 (WEB 配信)	日本大学国際関係学部総合政策学科「地域振興論」 講演 (日本大学)

b AOI-PARC視察受入れ

令和4年度に115団体、591人を受入れ。開所以来の累計675団体、5,054人。

令和4年7月20日、秋篠宮皇嗣殿下が御視察、代表理事からAOI機構の概要を御説明。

c 新聞等での広報

- ・令和4年8月8日から9月4日まで、マイナビ農業のトップページにオンライン記事広告を掲載した。4,975回の閲覧(10月11日現在)。現在もアーカイブ掲載中。
- ・令和4年12月22日に静岡新聞にサンフロント21懇話会の企画記事としてAOIフォーラムの活動と成果を紹介した。
- ・令和5年1月28日から2月28日まで、Google広告(農業に関する検索をした方にAOIフォーラムホームページへの誘導リンクが表示されるもの)を掲載した。

(3) 調査研究

アグリビジネス創出フェア、スーパーマーケットトレードショー等、国内、県内で開催された先端農業に関する展示会等を視察し、最新の農業の動向を調査。

(4) AOIフォーラムの運営

- ・一般会員274社、サポーター会員57機関等、計331社が加入。(令和5年3月末現在)
- ・AOIフォーラム会員数の推移(各年度末現在の増減と会員数)

項目	H29	H30		R1		R2		R3		R4	
	増	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減
一般会員	101	44	3	42	10	47	26	42	19	79	23

サポーター	17	11	0	12	0	6	0	7	1	7	2
年度末会員数（累計）	118	170	214	241	270	331					

- ・会報誌第 6 号の製作（令和 5 年 3 月発行）
- ・ A O I フォーラムのホームページ（ <https://aoi-forum.jp/> ）
 主なコンテンツ： A O I フォーラムの紹介、会員紹介（現在 221 会員を紹介）、特集記事（今年度新規に 7 件）、過去のセミナー概要、今後のセミナー等の告知など。
- ・ A O I フォーラム入会用のランディングページおよび Web 入会フォーム、紹介カードを作成。
- ・メールマガジン「オンライン Meet up」の発行、全 9 回。

2 国のプロジェクトでの研究開発等

(1) 国のプロジェクト

- ア** 内閣府が所管する戦略的イノベーション創造プログラム（ S I P ）第 2 期の「スマートフードチェーン」コンソーシアム（代表機関：農研機構）に参加した。平成 30 年度から 5 年間の研究開発事業。令和 2 年度から「スマートフードチェーンプラットフォームの構築」を分担し、静岡産温室メロン（クラウンメロン）の輸送実証試験を実施し、輸送時の温度や鮮度データの取得などを行った。また、同コンソーシアム内のフードチェーン情報公表 J A S 原案作成検討会に参加し、農産品の生産・流通プロセスを認証し、情報の公表を可能にする仕組みを検討した。令和 5 年 2 月に JAS 調査会の企画審議において「フードチェーン情報公表農産物」の規格が認証された。
- イ** 上記スマートフードチェーンコンソーシアムでは、生産、加工・流通、販売・消費、資源循環、育種/品種改良におけるデータ共有を可能とする情報連携基盤をスマートフードチェーンプラットフォーム「ukabis（ウカビス）」として立ち上げた。
 この情報連携基盤の運営などを行う目的で令和 4 年 8 月に設立された一般社団法人スマートフードチェーン推進機構の設立時会員として AOI 機構が、また設立時理事として AOI 機構代表理事が参加している。スマートフードチェーン推進機構の具体的な業務についてはこれから検討が行われる予定。
- ウ** 農林水産省が所管する「スマート農業技術の開発・実証プロジェクト」の「静岡県野菜スマート商流システム確立実証コンソーシアム（代表機関：株式会社鈴生）」に参加し、「生育予測と QR コードを活用したスマート商流システムによるトレーサビリティの確立とこれに伴う輸出拡大、並びにスマート農機の利用拡大の実証」の進行管理役を務めた。
- エ** 内閣府が所管する「ムーンショット型農林水産研究開発事業」の「循環型協生農業プラットフォームコンソーシアム」に参加し、「土壌微生物叢アトラスに基づいた環境制御による循環型協生農業プラットフォーム構築」のうち、研究成果の民間移転の促進を担当

し、令和5年3月4日にシンポジウムを開催した。

オ 静岡県が「デジタル田園都市国家構想推進交付金」を活用して行う「次世代施設園芸デジタル化事業」のうち「いちごデータ分析及びデータ活用補助業務」について業務を受託した。この事業は、イチゴ生産者のデータシェアリングにより、環境制御の最適化を図り収量増加を目指すもので、ハウスに設置された環境モニタリング装置により収集されたデータを回収・整理・集計し、生産者へフィードバックするための資料を作成した。

3 その他（AOIプロジェクトの推進）

（1）AOIプロジェクト推進会議

AOIプロジェクトのグランドデザインに沿った事業活動方針等について関係機関と検討を進めている。なお、平成29年からAOIプロジェクトのチーフプロジェクトオフィサーを務めた三輪睿太郎氏が退任し、令和5年4月1日付けで佐々木卓治氏（東京農業大学総合研究所参与・客員教授）が就任。

（2）シニアアドバイザー会議

令和5年3月3日に会場とオンライン併用で開催

難波喬司特別顧問、澁澤栄シニアアドバイザー、多田斎シニアアドバイザー、島津秀雄シニアアドバイザー、神成統括プロデューサー、和田研究統括が出席。県津久井参事、藤井理事長、岩城専務理事と今後の研究や事業展開のあり方等について意見交換。

なお、島津秀雄氏はシニアアドバイザーを退任し、令和5年4月1日付けでIT統括に就任。

（3）AOI機構のビジョンの検討

AOI機構は設立後5年を経過し体制も充実し、AOIフォーラム会員は増えているものの、経済社会環境の変化なども踏まえ、AOIプロジェクトが目指す方向性とAOI機構のコーディネーター活動のベクトルを合わせる必要があることから、AOI機構のビジョンを検討した。令和5年1月に代表理事、統括プロデューサー、研究統括、シニアアドバイザーと事務局職員が一堂に会し、ビジョンを基に活動の方向性などについて意見交換を行った。

ビジョンの基本的な考え方として、AOI機構は持続可能な地域社会の構築と我が国の成長に貢献するため、これまでの農と食におけるビジネス展開の促進をさらに進めるとともに、環境負荷低減と生産性・収益性が両立する農林畜産業の実現に貢献する取り組みを加速していく。

（4）他機関との連携

- ・静岡県産業政策課の提案により、AOI機構のほか静岡県産業振興財団、ファルマバレーセンター、フーズアンドヘルスケアオープンイノベーションセンター、フロンバレーセンター、MaOI機構などの産業支援機関が一堂に会し、情報交換の場を持つとともに、県内企業の技術情報Webサイト「テクノロジー静岡」を開設し受注拡大をはかっている。
- ・水産関係の案件について、MaOI機構と連携して支援を行い、柿島養鱒の「プレミアムホワイト富士山サーモン」が発売された。
- ・一般社団法人アグロメディカルフーズ研究機構の事務局業務を代行した。

V 役員会等に関する事項

1 理事会、評議員会、監査の開催状況

(1) 理事会

開催年月日	議案
第1回理事会 令和4年5月23日 (現地・WEB併用)	議案1 令和3年度事業報告及び計算書類等の承認 議案2 令和4年度補正収支予算書の承認 議案3 財務規定改定の件 議案4 令和4年度第1回評議員会の招集の決定 報告 代表理事、業務執行理事の職務の執行状況
第2回理事会 (みなし決議) 令和4年8月10日	議案1 令和4年度第2回評議員会招集の決定
第3回理事会 令和5年3月24日 (現地・WEB併用)	議案1 令和4年度補正収支予算書の承認について 議案2 令和5年度事業計画書及び収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みの承認について 議案3 専務理事の選定 議案4 定款第18条及び第36条に定める理事の順序について 議案5 就業規則の改定 議案6 事務局規定の改定 報告 代表理事、業務執行理事の職務の執行状況

(2) 評議員会

開催年月日	議案
第1回評議員会 令和4年6月30日 (現地・WEB併用)	議案1 令和3年度計算書類等の承認 議案2 理事の改選 議案3 評議員の改選 報告 令和3年度事業報告 令和4年度事業計画書及び収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込み
第2回評議員会 (みなし決議) 令和4年8月18日	議案1 評議員及び理事の選任

(3) 評議員、役員等の登記

令和4年8月22日	評議員及び理事の辞任、就任登記
-----------	-----------------

計算書類等

1. 貸借対照表

(令和5年3月31日現在)

2. 正味財産増減計算書

(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

3. 財務諸表に対する注記

4. 正味財産増減計算書総括表

5. 附属明細書

6. 財産目録

7. 収支計算書

8. 収支計算書に対する注記

貸借対照表

令和 5 年 3 月 31 日現在

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金・預金	10,247,041	5,958,161	4,288,880
未収入金	22,006	0	22,006
流動資産合計	10,269,047	5,958,161	4,310,886
2 固定資産			
(1)基本財産			
定期預金	3,000,000	3,000,000	0
基本財産合計	3,000,000	3,000,000	0
(2)その他の固定資産			
什器備品	3,208,334	6,708,334	△ 3,500,000
その他の固定資産合計	3,208,334	6,708,334	△ 3,500,000
固定資産合計	6,208,334	9,708,334	△ 3,500,000
資産合計	16,477,381	15,666,495	810,886
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	6,553,781	5,611,083	942,698
未払法人税等	0	71,000	△ 71,000
前受金	0	0	0
預り金	98,446	75,301	23,145
仮受金	0	20,000	△ 20,000
流動負債合計	6,652,227	5,777,384	874,843
負債合計	6,652,227	5,777,384	874,843
III 正味財産の部			
一般正味財産	9,825,154	9,889,111	△ 63,957
(うち基本財産への充当額)	(3,000,000)	(3,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	9,825,154	9,889,111	△ 63,957
負債及び正味財産合計	16,477,381	15,666,495	810,886

正味財産増減計算書

令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	60	60	0
基本財産利息収入	60	60	0
② 受取補助金	88,207,111	78,151,056	10,056,055
受取補助金	88,207,111	78,151,056	10,056,055
③ 受取会費	5,960,000	4,860,500	1,099,500
受取会費	5,960,000	4,860,500	1,099,500
④ 事業収益	10,391,651	11,076,831	△ 685,180
受取事業収益	10,391,651	11,076,831	△ 685,180
⑤ 雑収入	66,084	3,568,406	△ 3,502,322
雑収入	66,084	3,568,406	△ 3,502,322
経常収益計	104,624,906	97,656,853	6,968,053
(2) 経常費用			
① 事業費	75,153,612	80,663,993	△ 5,510,381
臨時雇賃金	5,186,771	1,776,154	3,410,617
給料手当	38,235,427	42,079,847	△ 3,844,420
福利厚生費	6,757,297	7,122,557	△ 365,260
旅費交通費	3,846,738	1,715,822	2,130,916
通信費	629,585	865,759	△ 236,174
消耗品費	334,633	768,906	△ 434,273
修繕費	0	0	0
光熱水料費	0	102,204	△ 102,204
印刷製本費	0	470,250	△ 470,250
燃費	596,950	457,572	139,378
貸借料	279,020	150,107	128,913
リース料	1,946,380	1,991,595	△ 45,215
図書新購費	325,892	336,554	△ 10,662
図書新購費	240,510	246,230	△ 5,720
広告宣伝費	9,431,030	7,975,420	1,455,610
諸会謝費	33,600	67,200	△ 33,600
委託託修費	554,085	1,262,854	△ 708,769
研究会費	1,600,000	8,200,000	△ 6,600,000
研修費	45,290	106,010	△ 60,720
支払手数料	650,435	422,638	227,797
会議費	174,902	36,601	138,301
租税公課	743,743	89,177	654,566
支払寄附金	0	875,747	△ 875,747
減価償却費	3,500,000	3,500,000	0
雑費	41,324	44,789	△ 3,465
② 管理費	29,535,251	20,626,443	8,908,808
役員報酬	6,199,696	8,680,224	△ 2,480,528
臨時雇賃金	2,125,371	1,274,908	850,463
給料手当	8,781,935	1,294,454	7,487,481
福利厚生費	2,788,996	1,796,575	992,421
旅費交通費	917,698	385,629	532,069
通信費	469,043	433,385	35,658
保守費	464,200	730,400	△ 266,200
公告費	0	0	0
消耗品費	1,699,907	825,761	874,146
修繕費	213,901	0	213,901
印刷製本費	404,003	233,522	170,481
燃費	67,657	67,715	△ 58
貸借料	0	10,260	△ 10,260
リース料	349,602	640,152	△ 290,550
図書新購費	8,760	10,360	△ 1,600
図書新購費	1,164,597	1,072,983	91,614
事務所管理費	27,720	8,460	19,260
租税公課	209,971	482,177	△ 272,206
諸会費	82,000	82,000	0
支払手数料	2,488,560	2,130,839	357,721
会議費	238,723	133,224	105,499
研修費	0	0	0
渉外費	52,262	15,000	37,262
研修費	16,500	0	16,500
雑費	764,149	318,415	445,734
経常費用計	104,688,863	101,290,436	3,398,427

科 目	当年度	前年度	増 減
当期経常増減額	△ 63,957	△ 3,633,583	3,569,626
当期一般正味財産増減額	△ 63,957	△ 3,633,583	3,569,626
一般正味財産期首残高	9,889,111	13,522,694	△ 3,633,583
一般正味財産期末残高	9,825,154	9,889,111	△ 63,957
Ⅱ 正味財産期末残高	9,825,154	9,889,111	△ 63,957

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込処理によっている。

2. 基本財産の増減額及びその残高

基本財産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	3,000,000	0	0	3,000,000
小 計	3,000,000	0	0	3,000,000
合 計	3,000,000	0	0	3,000,000

3. 基本財産の財源等の内訳

基本財産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対する額)
基本財産				
定期預金	3,000,000	(0)	(3,000,000)	(0)
小 計	3,000,000	(0)	(3,000,000)	(0)
合 計	3,000,000	(0)	(3,000,000)	(0)

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
什器備品	14,000,000	10,791,666	3,208,334
合 計	14,000,000	10,791,666	3,208,334

正味財産増減計算書総括表
令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで

(単位:円)

科 目	合計	公益目的事業	収益事業	法人運営
I 一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益	60	0	0	60
基本財産利息収入	60	0	0	60
② 受取補助金	88,207,111	58,737,695	0	29,469,416
受取補助金	88,207,111	58,737,695	0	29,469,416
③ 受取会費	5,960,000	5,960,000	0	0
受取会費	5,960,000	5,960,000	0	0
④ 事業収益	10,391,651	0	10,391,651	0
受取事業収益	10,391,651	0	10,391,651	0
⑤ 雑収入	66,084	254	4	65,826
雑収入	66,084	254	4	65,826
経常収益計	104,624,906	64,697,949	10,391,655	29,535,302
(2) 経常費用				
① 事業費	75,153,612	64,697,949	10,455,663	0
臨時雇賃金	5,186,771	3,943,571	1,243,200	0
給料手当	38,235,427	36,517,496	1,717,931	0
福利厚生費	6,757,297	6,757,297	0	0
旅費交通費	3,846,738	3,522,079	324,659	0
通信運搬費	629,585	619,839	9,746	0
消耗品費	334,633	132,013	202,620	0
燃料費	596,950	596,950	0	0
賃借料	279,020	279,020	0	0
リース料	1,946,380	1,946,380	0	0
図書新聞費	325,892	325,892	0	0
保険宣伝費	240,510	240,510	0	0
広告伝費	9,431,030	9,024,030	407,000	0
謝場費	33,600	33,600	0	0
会場託費	554,085	335,675	218,410	0
委託費	1,600,000	0	1,600,000	0
研修費	45,290	45,290	0	0
支払手数料	650,435	189,178	461,257	0
会議費	174,902	129,262	45,640	0
租税公課	743,743	18,543	725,200	0
減価償却費	3,500,000	0	3,500,000	0
雑費	41,324	41,324	0	0
② 管理費	29,535,251	0	0	29,535,251
役員報酬	6,199,696	0	0	6,199,696
臨時雇賃金	2,125,371	0	0	2,125,371
給料手当	8,781,935	0	0	8,781,935
福利厚生費	2,788,996	0	0	2,788,996
旅費交通費	917,698	0	0	917,698
通信運搬費	469,043	0	0	469,043
保守料	464,200	0	0	464,200
消耗品費	1,699,907	0	0	1,699,907
修繕費	213,901	0	0	213,901
印刷製本費	404,003	0	0	404,003
燃料費	67,657	0	0	67,657
リース料	349,602	0	0	349,602
図書新聞費	8,760	0	0	8,760
事務所管理費	1,164,597	0	0	1,164,597
保険料	27,720	0	0	27,720
租税公課	209,971	0	0	209,971
諸会費	82,000	0	0	82,000
支払手数料	2,488,560	0	0	2,488,560
会議費	238,723	0	0	238,723
渉外費	52,262	0	0	52,262
研修費	16,500	0	0	16,500
雑費	764,149	0	0	764,149
経常費用計	104,688,863	64,697,949	10,455,663	29,535,251
当期経常増減額	△ 63,957	0	△ 64,008	51
当期一般正味財産増減額	△ 63,957	0	△ 64,008	51
一般正味財産期首残高	9,889,111	0	6,888,288	3,000,823
一般正味財産期末残高	9,825,154	0	6,824,280	3,000,874
II 正味財産期末残高	9,825,154	0	6,824,280	3,000,874

附属明細書

1. 基本財産の明細

(単位:円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
基本財産	定期預金	3,000,000	0	0	3,000,000
	基本財産計	3,000,000	0	0	3,000,000

財 産 目 録

令和 5 年 3 月 31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金 額	
(流 動 資 産)	現金預金	普通預金 スルガ銀行本店 静岡銀行沼津支店	運転資金として	10,247,041	
				9,624,980	
				622,061	
	未収入金	事業受託金他		22,006 22,006	
流 動 資 産 合 計				10,269,047	
(固 定 資 産)	基本財産	基本財産引当預金	定期預金 スルガ銀行本店	3,000,000	
				3,000,000	
	その他の固定資産	什器備品	高機能人工気象器		3,208,334 3,208,334
固 定 資 産 合 計				6,208,334	
資 産 合 計				16,477,381	
(流 動 負 債)	未払金	静岡県他	返還補助金等ほか	6,553,781	
				0	
	未払法人税等	静岡県・沼津市	沼津税務署	法人住民税	98,446
					0
	預り金	次年度会費	AOIフォーラム会費		0
流 動 資 産 合 計				6,652,227	
負 債 合 計				6,652,227	
正 味 財 産				9,825,154	

収支計算書

令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで

(単位:円)

科目	予算額	決算額	差異	備考
I 事業活動収支の部				
1 事業活動収入				
① 基本財産運用収入	0	60	△ 60	
基本財産利息収入	0	60	△ 60	
② 受取補助金収入	90,502,000	88,207,111	2,294,889	
受取補助金収入	90,502,000	88,207,111	2,294,889	
③ 受取会費収入	5,960,000	5,960,000	0	
受取会費収入	5,960,000	5,960,000	0	
④ 事業収益	11,100,000	10,391,651	708,349	
受取事業収益	11,100,000	10,391,651	708,349	
⑤ 雑収入	50,000	66,084	△ 16,084	
雑収入	50,000	66,084	△ 16,084	
事業活動収入合計	107,612,000	104,624,906	2,987,094	
2 事業活動支出				
① 事業費支出	73,767,000	71,653,612	2,113,388	
臨時雇賃金	5,380,000	5,186,771	193,229	
給料手当	38,718,000	38,235,427	482,573	
福利厚生費	6,770,000	6,757,297	12,703	
旅費交通費	3,922,000	3,846,738	75,262	
通信運搬費	622,000	629,585	△ 7,585	
消耗品費	873,000	334,633	538,367	
燃料費	639,000	596,950	42,050	
借料	0	279,020	△ 279,020	
リース料	2,225,000	1,946,380	278,620	
図書新聞費	316,000	325,892	△ 9,892	
保険宣伝費	240,000	240,510	△ 510	
広告謝場費	9,295,000	9,431,030	△ 136,030	
諸会託修費	33,000	33,600	△ 600	
研究会費	920,000	554,085	365,915	
研修費	1,600,000	1,600,000	0	
手数料	95,000	45,290	49,710	
支会議料	1,082,000	650,435	431,565	
会租	148,000	174,902	△ 26,902	
税公課	798,000	743,743	54,257	
雑費	91,000	41,324	49,676	
② 管理費支出	31,050,000	29,535,251	1,514,749	
役員報酬	6,230,000	6,199,696	30,304	
臨時雇賃金	2,396,000	2,125,371	270,629	
給料手当	9,007,000	8,781,935	225,065	
福利厚生費	2,773,000	2,788,996	△ 15,996	
旅費交通費	1,117,000	917,698	199,302	
通信運搬費	471,000	469,043	1,957	
保守料	464,000	464,200	△ 200	
消耗品費	1,133,000	1,699,907	△ 566,907	
印刷製本費	474,000	404,003	69,997	
燃料費	67,000	67,657	△ 657	
リース料	349,000	349,602	△ 602	
図書新聞費	10,000	8,760	1,240	
事務所管理費	1,175,000	1,164,597	10,403	
保険料	27,000	27,720	△ 720	
租税公課	140,000	209,971	△ 69,971	
諸会費	82,000	82,000	0	
支会議料	3,742,000	2,488,560	1,253,440	
会研修費	242,000	238,723	3,277	
研修費	16,000	0	16,000	
渉外慶弔費	54,000	52,262	1,738	
雑費	1,081,000	764,149	316,851	
事業活動支出合計	104,817,000	101,188,863	3,628,137	
事業活動収支差額	2,795,000	3,436,043	△ 641,043	
当期収支差額	2,795,000	3,436,043	△ 641,043	
前期繰越収支差額	180,777	180,777	0	
当期繰越収支差額	2,975,777	3,616,820	△ 641,043	

収支計算書に対する注記

- 1 資金の範囲には、現金預金、未収入金、未払金、未払法人等、前受金、預り金及び仮受金を含めることにしている。なお、前期末及び当期末残高は 2 に記載するとおりである。
- 2 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

科 目	前期末残高	当期末残高
現金預金	5,958,161	10,247,041
未収入金	0	22,006
合 計	5,958,161	10,269,047
未払金	5,611,083	6,553,781
未払法人等	71,000	0
前受金	0	0
預り金	75,301	98,446
仮受金	20,000	0
合 計	5,777,384	6,652,227
次期繰越収支差額	180,777	3,616,820

監査報告書

2023年5月15日

一般財団法人アグリオープンイノベーション機構
代表理事 藤井 明 殿

監事 奈良橋 弘



監事 久松 但



私たち監事は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの令和4年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類(計算書類及びその附属明細書)及び財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

① 事業報告等の監査結果

一 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

② 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。